

## 23. 行財政マネジメント

### ①健全な市政運営

#### ■行政改革の取組み

本市では、昭和56年4月に行政改革に着手し、平成12年4月には行政システムや政策決定の過程など市行政全般について根本的な見直しを行い、平成14年度から20年度にかけて、市民の視点に立った市民本位の行政を推進することを目的とした行政評価システムを導入し、市の全施策を実施後に見直し、次年度以降の展開や予算に反映させました。

平成21年度、22年度には計52事業を対象に事業仕分けを行い、事業や施策のあり方の見直しに努めました。

また、平成22年度からの第5次草津市総合計画の開始に伴って行政評価システムを見直し、新たに総合計画の進捗管理および達成度評価を行う仕組みとして、施策評価を平成23年度から開始しました。

こうした毎年の施策・事業の見直しの取り組みを進める一方で、事業や施策ではなく、行政の仕組みを見直す観点から、平成16年12月に行政システム改革行動指針および行政システム改革推進計画を策定し、平成16年度から19年度の4年間で、自立と自己責任を基本に地域主体型の地域経営を可能とする行財政システムと、地域社会における住民、団体、企業等と地方自治体の役割分担を進め、地域資源の効率的・効果的活用を通じて地域公共サービスを最適化できる社会システムの確立を目的とした「行政システム改革」に取り組みました。

平成25年度からは、平成25年3月に策定した第2次草津市行政システム改革推進計画(平成25年度～28年度)に基づき、市民自治の活性化と地方政府への転換を改革の基本的な方向性とした39項目のアクション・プランを設定し、草津市を構成する多様な主体や地域に住む人々等が共生して暮らすことができる持続可能性を持った社会の実現に向けた取り組みを進めているところです。

#### ■第2次行政システム改革推進計画(平成25年～平成28年)のアクション・プラン

方向性	項目1	項目2	実施事業
市民自治の活性化	地域内分権の推進	まちづくり協議会による主体的なまちづくりの推進	事務事業の点検による実施主体の検証
			地域によるまちづくりの提起の仕組みづくり
			まちづくり協議会への支援
			まちづくり協議会による市民センターの指定管理
			既存組織の見直し
			協働のまちづくり条例の制定
	市民公益活動等の基盤づくり	市民公益活動団体の力を活かす仕組みづくり	協働のまちづくり条例の制定
			町内会等の活性化
			市民まちづくり提案制度の推進
		多様な主体との活動連携の促進	市民公益活動団体への支援
			市民協働推進計画の進捗管理
			中間支援組織の機能強化
ビジネスの手法による地域課題の解決	企業の社会貢献活動との連携		
	大学や高等教育機関との連携		
	新たなまちづくり手法の促進		
協働を実現するための人材育成	地域における人材の発掘・育成	コミュニティビジネスの立ち上げ支援	
		まちづくり会社と連携した中心市街地活性化の事業推進	
	行政職員の人材育成	地域の人材発掘・育成のための学習・交流機会の提供	
		職員と市民との協働研修の実施	
		まちづくりの実践の場への積極的な参加	

地方 政府 へ の 転 換	まちの魅力創造による 地域活性化	地域資源の活用と地域経済の成長に向けた取り組み	魅力あるまちづくりのための地域資源の活用 草津市の魅力の発信 地域経済活性化のための成長戦略	
	健全な行財政運営	将来を見据えた財政規律確保の仕組みづくり	財政規律ガイドラインの策定	
			各部局による予算要求方針の作成 ファシリティマネジメントの推進 自主財源の確保	
		継続的な事務事業の最適化	大規模事業の事前評価制度の検討 効率化のための事務事業の点検 事業の評価と予算との連動 広域連携の推進	
			外郭団体・公共施設の活用および運営の効率化	外郭団体の見直し 公共施設の運営の効率化
				職員定員管理計画の策定 職員の意識改革 所属長の組織マネジメント力の強化 プロジェクトチーム方式の活用 人材育成の推進
	組織力・職員力の向上	変化に対して柔軟に対応できる組織づくり	職員定員管理計画の策定 職員の意識改革 所属長の組織マネジメント力の強化 プロジェクトチーム方式の活用 人材育成の推進	
			市民参加と情報公開のさらなる推進	市民参加の推進 情報公開のさらなる推進
	市民参加と情報公開のさらなる推進	市民参加の推進 情報公開のさらなる推進	市民参加の推進と評価 幅広い市民の参加につながる情報提供	

### ■行政改革のこれまでの取り組み(平成 28 年 3 月現在)

年 月	項 目	備 考
昭和 56 年 4 月	行財政改革への取組開始	
昭和 58 年 6 月	草津市行財政調査会を設置	草津市行財政調査会
昭和 60 年 6 月	草津市行政改革推進本部を設置	
	草津市行政改革大綱策定	
平成 6 年 6 月	草津市行政改革検討委員会の設置	女性職員 20 人（職場を考える部会、家計を考える部会、仕事を考える部会、3 部会設置）
10 月	「地方公共団体における行政改革推進のための指針」公表	自治省
平成 7 年 3 月	草津市行政改革に関する中間報告書	行政改革検討委員会
4 月	行政改革推進室の設置	2 年間
6 月	草津市行政改革に関する最終報告書 提出	行政改革検討委員会
11 月	草津市行政改革推進委員会設置	市民等 13 人
平成 8 年 2 月	草津市行政改革推進委員会提言書	(行政シェイプアップ 50 の提言)
2 月	第 2 次草津市行政改革大綱策定	(時代に即応した簡素で効率的な行政システムの構築を目指して)
12 月	検討結果報告書	行政改革検討委員会 (第二次)
平成 9 年 3 月	草津市行政改革推進計画策定	平成 8～12 年の 5 ヶ年計画
4 月	所管替	行政改革推進室を廃止し総務課にて所管
7 月	地方分権推進委員会第 2 次勧告	
11 月	地方公共団体における行政改革推進のための指針	自治省
平成 11 年 3 月	第 2 次草津市行政改革大綱一改訂版一の策定	
4 月	行財政管理担当の設置	
8 月	行政改革推進計画の策定	平成 11～15 年度の 5 ヶ年計画
平成 12 年 4 月	行政評価システム導入の推進	
5 月	草津市行政評価推進本部の設置 (庁内組織)	草津市行政改革推進本部の改組
6 月	草津市行政評価推進懇話会の設置 (外部組織)	草津市行政改革推進委員会の改組
平成 14 年 8 月	行政システム改革推進委員会の設置 (外部組織)	草津市行政評価推進懇話会の改組
平成 15 年 4 月	行政評価システム・行政改革の推進	
5 月	草津市行政システム改革推進本部の設置 (庁内組織)	草津市行政評価推進本部の改組

平成 16 年 12 月	「草津市行政システム改革行動指針～創造的改革を草津から～」および「草津市行政システム改革推進計画（アクションプラン）」の策定	
平成 17 年 3 月	地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針	総務省
平成 18 年 3 月	「草津市行政システム改革に係る集中改革プラン」の策定	
8 月	地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針	総務省
平成 20 年 12 月	「草津市行政システム改革推進計画（アクションプラン）総括報告」公表	
平成 21 年 12 月	平成 21 年度事業仕分け実施	
平成 22 年 8 月	平成 22 年度事業仕分け実施	
平成 23 年 10 月	第 5 次草津市総合計画第 1 期基本計画の達成度評価・進捗管理にかかる施策評価導入（行政評価システムを見直し）・平成 22 年度施策実績に基づく評価結果の公表	
〃	第 2 次草津市行政システム改革の検討開始 第 2 次草津市行政システム改革推進プロジェクトチーム設置	
平成 24 年 5 月	「第 2 次草津市行政システム改革の推進に向けて」～持続可能な共生社会の構築～（指針）の策定（第 2 次草津市行政システム改革推進プロジェクトチーム報告）	
平成 24 年 6 月	第 2 次草津市行政システム改革推進委員会設置	
平成 24 年 12 月	第 2 次草津市行政システム改革推進委員会提言書	「第 2 次草津市行政システム改革推進計画策定に向けて」～持続可能な共生社会の構築のために～
平成 25 年 3 月	「第 2 次草津市行政システム改革推進計画」策定	
平成 25 年 4 月	草津市行政システム改革推進委員会の設置（外部組織）	草津市附属機関設置条例に基づく附属機関
平成 25 年 5 月	草津市行政システム改革推進本部会議の設置（庁内組織）	草津市行政システム改革推進本部の改組
平成 26 年 7 月	事務事業点検中間レビュー実施	平成 25 年度事務事業の点検における工程表対象事業 26 事業 から 5 事業を選定し実施
平成 27 年 8 月	事務事業点検中間レビュー実施	平成 26 年度事務事業の点検における工程表対象事業 15 事業 から 5 事業を選定し実施
〃	地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（通知）	総務省
平成 27 年 10 月	第 2 次草津市行政システム改革推進計画アクション・プランの中間評価結果の公表	

資料：経営改革室

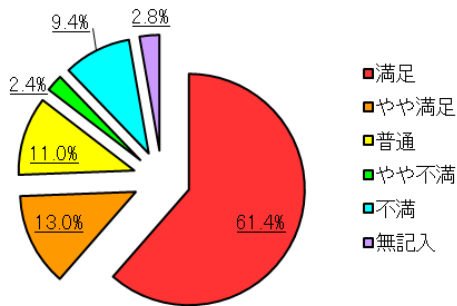
## ②職員力の向上

### ■窓口サービス向上市民アンケート

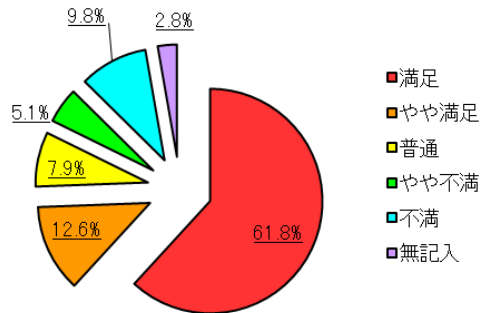
- 市民の皆様により良いサービスが提供できるよう職員の対応能力の向上に努めおり、市庁舎や市の施設に来られた市民に対し、窓口アンケートを実施しています。

### ■平成 26 年度の窓口アンケート結果(平成 26 年 8 月 1 日～8 月 31 日)

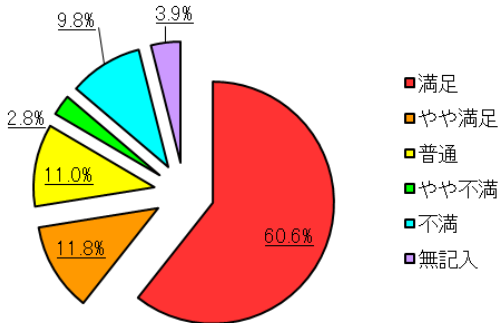
①職員のおいさつはいかがでしたか？



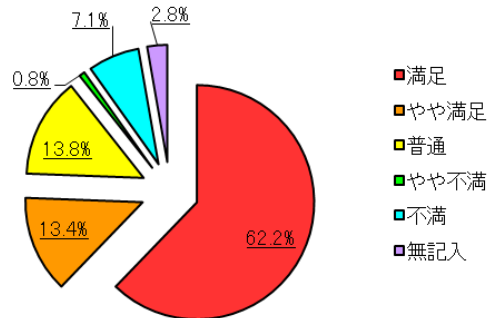
②職員のお窓口対応はどうでしたか？



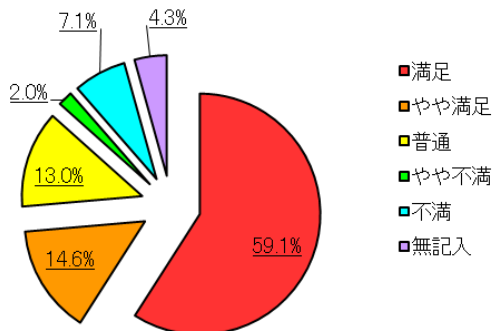
③職員のお説明の仕方はどうでしたか？



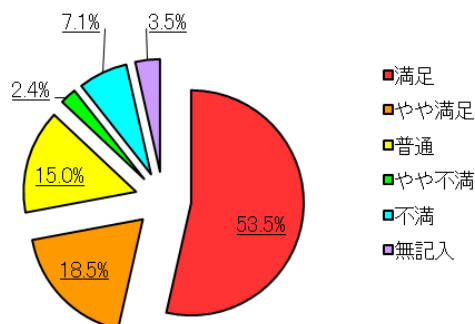
④職員のお身だしなみはどうでしたか？



⑤窓口での待ち時間はいかがでしたか？



⑥窓口や棚などが整理されておりましたか？



資料：職員課

### ③市民との情報共有の推進と公正の確保

#### ■市政情報の公開

- ・ 市政に対する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政にすべく、草津市情報公開条例に基づき市政情報の公開を行っています。
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日に施行された草津市自治体基本条例では、「市民参加」と「情報公開」を基本に市政運営を行うこととされており、市は市民に対し、政策過程全体の情報を明らかにするよう努めなければならないと規定されています。また、市政情報の管理および公開に関して必要な事項は、別に条例で定めることとされました。

#### 市政情報の公開請求件数等の状況

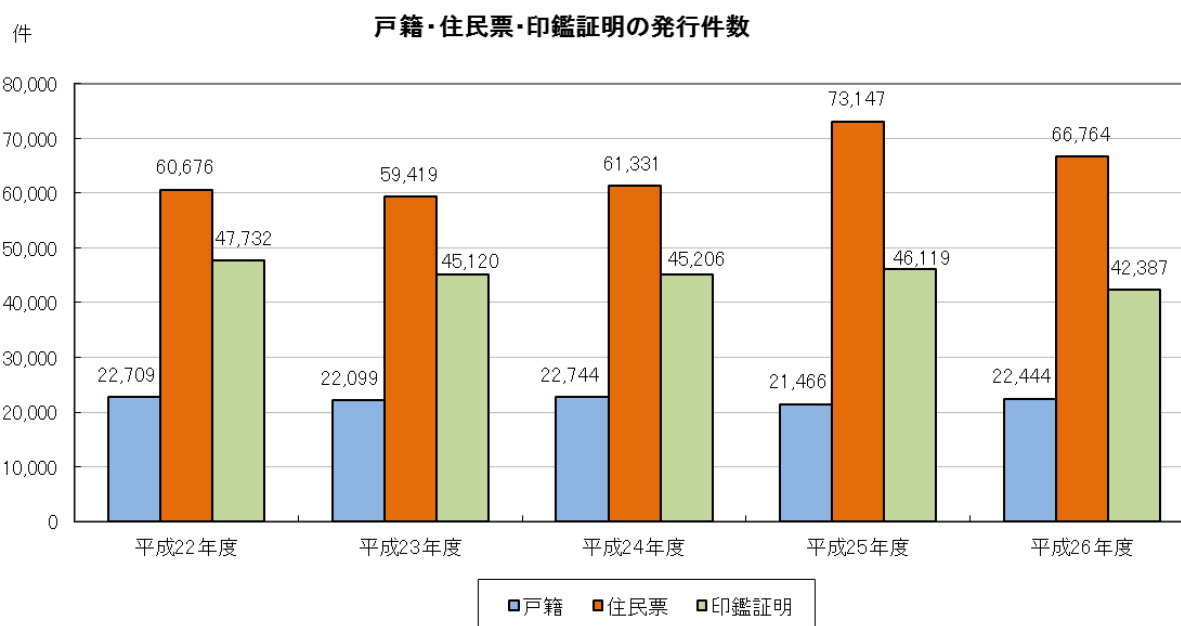
(単位：件)

	公開請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	不存在	不服申立	審査会開催
平成 21 年度	64	9	53	1	0	1	0	2
平成 22 年度	276	29	145	5	1	96	5	3
平成 23 年度	204	58	125	2	0	19	0	2
平成 24 年度	101	44	53	1	2	1	0	1
平成 25 年度	171	65	94	3	3	6	0	1
平成 26 年度	116	18	95	0	1	2	2	5

資料：総務課

#### ■各種証明書の発行

- ・ 市役所の総合案内に加えロビーでの案内担当を配置して業務案内や申請時のサポートを行い、利便性や快適性の向上を図っています。
- ・ 土曜日にも各市民センターや市民交流プラザで市民課や税務課の各種証明の発行を行っています。
- ・ また、市民課では毎月第一日曜日を開庁し、転入・転出・転居の受付とそれに伴う諸証明の発行を行っています。転出・転入等の手続きが集中する 3 月下旬から 4 月上旬の日曜日も住民異動に伴う手続きおよび諸証明の発行を受付けています。



資料：市民課